



令和6年2月8日  
 千葉県信用保証協会  
 千葉県商工会議所連合会  
 千葉県商工会連合会

記者各位

**商工会議所・商工会連携保証「コネクトちば」の取扱い開始のお知らせ**  
 ～ 信用保証協会と商工会議所・商工会がタッグを組み小規模事業者を支えます！ ～

このたび、千葉県信用保証協会（会長：山口 新二）は、千葉県商工会議所連合会（会長：佐久間 英利）、千葉県商工会連合会（会長：秦 重悦）と連携して、令和6年2月15日から新たな保証制度《商工会議所・商工会連携保証「コネクトちば」》の取扱いを開始します。本制度は、通常金融機関を窓口とする信用保証協会付き融資を、商工会議所・商工会（以下、「商工団体」という。）を窓口とすることができる制度で、商工団体の推薦に基づき、信用保証協会が小規模事業者に対し迅速な資金供給を行い、必要に応じて、中小企業診断士をはじめとする専門家派遣を行おうとするものです。資金繰り支援と経営支援を行う信用保証協会と、地域の小規模事業者への個社支援を行う商工団体がタッグを組み、小規模事業者を支援してまいります。

**1. 制度創設の背景**

- 信用保証協会では、資金繰り支援に加え、専門家派遣等の経営支援メニューを交えながら中小企業・小規模事業者に対し伴走支援に取り組んでいます。
- また、商工団体も経営全般にわたる各種相談、経営情報の提供等を通じて地域商工業者に対し、伴走支援に取り組んでいます。
- 一方で、県内の事業者は、コロナ禍から脱する中にありますが、不安定な国際情勢の影響や物価高、深刻な人手不足等により、依然として厳しい状況にあると認識しています。
- そこで、今回、こうした状況を踏まえ、信用保証協会・商工会議所・商工会が、それぞれの強みを活かし連携して小規模事業者を伴走支援すべく、本制度を創設することとなりました。

**2. 商工会議所・商工会連携保証「コネクトちば」の概要**

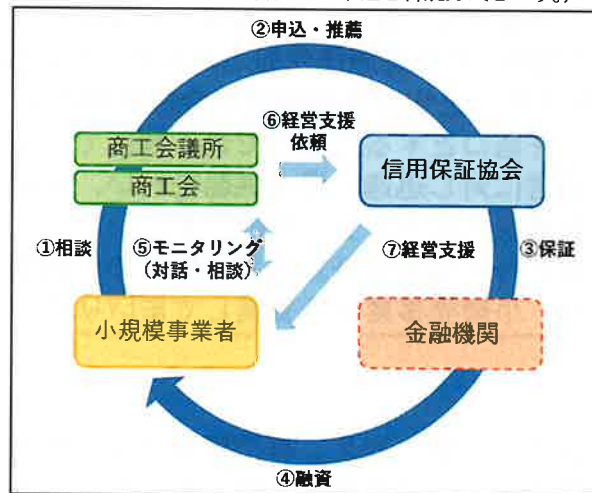
対象者	商工会議所または商工会の推薦を受けた小規模事業者		
申込方法	商工団体または金融機関の窓口を経由して保証協会に保証申込するもの		
貸付限度額	1,000万円 (既存の保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円以内)		
保証期間	運転資金10年以内 設備資金15年以内		
返済方法	一括返済または分割返済		
保証料率	0.50%～2.20% (決算内容に応じて9区分の保証料率を適用)		
貸付金利	金融機関所定利率		
担保	原則として不要	保証人	必要となる場合がある

次ページへ続く

### 3. 信用保証協会と商工団体との連携

- ・本制度は、商工団体から信用保証協会へ申込を行う斡旋方式を可能としています。
- ・商工団体が日常の小規模事業者との指導・相談を通じて有する定性情報等に基づき信用保証協会に推薦を行い、信用保証協会はそれらの情報を活用し、迅速な資金供給を行います。
- ・資金供給後には、商工団体の経営指導員のモニタリングによる対話・相談を通じ、必要に応じて信用保証協会は原則無料の専門家派遣による経営支援を実施します。
- ・信用保証協会と商工団体が連携することで、相談→資金繰り支援→モニタリング→経営支援の一貫した伴走支援を実現し、小規模事業者の持続的な発展に貢献します。また、互いの業務や支援メニューについての勉強会を定期的に開催する等により、相互の理解を深め、一層強固な連携体制の構築を目指してまいります。

斡旋方式の場合の本制度スキーム図  
(商工団体の窓口を経由した申込を斡旋方式という。)



### 4. 制度創設による効果

- ・本制度の創設により、小規模事業者は、身近な存在である商工団体を通じ、民間金融機関からより円滑かつ迅速に資金を調達することが可能となります。
- ・小規模事業者は資金調達後も日常的に商工団体の経営指導員に相談を行うことができ、必要に応じて信用保証協会による原則無料の中小企業診断士をはじめとする専門家派遣を活用することでより効果的な経営改善につなげることができます。

#### 【参考】

#### ○千葉県信用保証協会とは

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設置された公的機関であり、中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金を調達する際に、保証人となり融資を受けやすくなるようサポートしています。中小企業・小規模事業者への資金繰り支援の他、経営支援にも力を入れています。

#### ○商工会議所・商工会議所連合会とは

商工会議所は商工会議所法に基づき管轄地区内における商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的に設立された特別認可法人です。千葉県内では21の商工会議所がそれぞれの地域で活動しています。また、県内商工会議所の調整、各種経済団体との連携促進、県内商工業の総合的な発達改善を図るため、商工会議所連合会が組織されています。

#### ○商工会・商工会連合会とは

商工会は商工会法に基づき管轄地区内における商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的に設立された特別認可法人です。千葉県内では40の商工会がそれぞれの地域で活動しています。また、県内商工会の調整、各種経済団体との連携促進、県内商工業の総合的な発達改善を図るため、商工会連合会が組織されています。

<本制度に関するお問い合わせ>  
千葉県信用保証協会  
経営企画課 安田・遠藤  
TEL : 043-221-8185

<商工会議所・商工会に関するお問い合わせ>  
千葉県商工会議所連合会 事務局  
TEL : 043-222-7110  
千葉県商工会連合会 事務局  
TEL : 043-305-5222